

(4) 緑・環境

第六期長期計画の施策の大綱(議決事項)

1 刻々と変化する環境問題への対応

日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐために、環境啓発施設エコプラザ（仮称）を拠点として、必要な情報の発信、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境、市民生活等への影響が顕在化しているため、全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、緑を基軸としたまちづくりを推進していく。

4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組むとともに、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動、グローバル化の進展等により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれているため、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

この分野では、地球規模の環境の変化を的確に捉えながら、本市が誇る魅力の一つである緑をはじめ、水やエネルギーなどの資源を確実に守り、次世代に引き継いでいくことで、持続可能な環境都市の実現を目指していく。

また、気候変動や社会経済状況の影響を受けたライフスタイルの変化がスピードを増している中、環境に関わる各主体の新たな連携や協働の可能性を模索しながら、環境と調和したまちづくりを進めていく。

基本施策1 刻々と変化する環境問題への対応

私たち人間の活動によって生じる温室効果ガスにより、地球温暖化は確実に進んでいる。日々変化する環境問題に対応し、次世代に持続可能なまちを引き継ぐためには、私たち一人ひとりが自らの問題として認識し、環境に配慮した行動を実践することが必要不可欠である。しかし、こうした活動を継続的に行っていくには個々の活動だけでは限界があるため、新たに設置した環境啓発施設むさしのエコreゾート*を拠点として、必要な情報の迅速な発信、活動に参加しやすい仕組みづくり、各主体が連携できるような場や機会の提供等、様々な手法で活動を支援する。

また、一人ひとりのライフスタイルの転換や意識改革の必要性をより一層伝えることで、環境に配慮した行動を促す。

(1) 多様な主体のネットワークによる環境啓発の推進

あらゆる人が環境の当事者となるためには、市はもちろん、市民・市民団体、事業者、関係機関、近隣自治体等、多様な主体が協力して環境問題に取り組む必要がある。それぞれの主体が連携することで、新たな価値観を生み出す仕組みとしていく。

子どもから大人までの全世代を対象に、環境について気づきや学びを提供する啓発施設として開設したむさしのエコ re ゾート*については、広く市民等に認知・利用され、多様な主体との連携を進めていく市民参加型施設として、今後の効果的な運営方法について検討する。

(2) 良好的な環境整備に向けた市民との連携

本市は、昭和48(1973)年に「武蔵野市民緑の憲章」を定め、緑は市民の共有財産という理念のもと、市民の力で緑を守り育ててきた。身近な緑にさらに関心を持つことができる取組みやより多くの市民が緑に関わる活動に参加できる仕組みづくりを検討する。

公園内で活動する緑ボランティア団体の多くは、発足から長年活動しており、メンバーの高齢化などから解散や事業縮小の申し出を受けることが多くなっているため、継続的な活動につながる支援を進める。一方、緑ボランティア団体の活動を前提に整備した公園の一部においては、他の公園と異なり特色があるため、ボランティア活動の変化を踏まえて持続可能な管理のあり方を検討する。

ごみ減量や食品ロス等について、市による広報のほか民間の事業所での掲示等の啓発に取り組んできたが、燃やすごみにおける食品ロスの割合は一定量残っている。適正なごみ排出と更なるごみ減量につなげるため、出前講座等の市民に直接伝わる啓発を行うとともに、より効果的な手法を検討し、積極的な情報発信に取り組む。

都市化の進展に伴い、雨水の地下への浸透量が減少し、水循環*機能は低下している。市民と



むさしのエコ re ゾート

連携・協力した保全・回復に向け、市民等に対する啓発や雨水浸透施設等*の設置支援、雨水利活用条例による指導など、健全な水循環*の確保に向けた総合的な取組みを推進する。また、良好な景観形成等の効果が期待されるグリーンインフラ*の整備手法等についても検討する。

基本施策2 地球温暖化対策の推進

気候変動による自然生態系、水環境*、市民生活等への影響が顕在化している。今後は地球温暖化の原因物質となる温室効果ガスの排出抑制と吸収の対策を行う「緩和策」だけでなく、気候変動に対して人や社会経済のシステムを調節することで、被害を軽減しようとする「適応策*」も重要である。全市的なエネルギー施策を進めるとともに、市が率先して公共施設の省エネ化・スマート化を推進することで、各主体が環境負荷低減を意識したまちづくりを実践していくことを促す。

(1) 市民・事業者との連携と具体的行動に向けた機運の醸成

深刻化する気候変動を背景に、地球温暖化対策の動きは世界的に加速している。本市においても令和3(2021)年2月に「2050年ゼロカーボンシティ*」を表明しており、脱炭素社会の実現に向けて、市、市民、事業者が今後一層、一丸となって取組みを進めていく必要がある。

気候市民会議*における議論や国・都の取組みを踏まえながら、市域全体における脱炭素化の機運を醸成するとともに、市民・事業者の行動を後押しする効果的な支援策や仕組みづくりを検討・実施する。

(2) 公共施設における環境負荷低減の取組み

武藏野市地球温暖化対策実行計画2021(事務事業編)2022改定版における2030年度目標において、特にエネルギー使用に伴うCO₂削減量で高い目標を掲げているため、公共施設の創エネ・省エネ化とあわせて電力の再エネ*化が必要である。

市民・事業者に対し模範を示し、市が率先して公共施設の省エネの取組みを進めるため、今後予定されている公共施設の改築等において、新たに策定した公共施設の環境配慮指針*に基づき、環境配慮の水準を満たした建築物の整備を進め、エネルギーの適正使用に向けた施設運用を目指す。

また、全ての公共施設において電力の再エネ*化に向けた取組みを進めていくとともに、再エネ*電力の安定調達に向けて、自治体間連携による再エネ*電力調達のスキームの構築を検討する。

クリーンセンターを核としたエネルギー地産地消*プロジェクト事業については、さらなる効率的・効果的なエネルギー利用に向けたマネジメントシステムの運用を進めていくほか、公共施設全体の最適なエネルギーの融通に向けて、環境面だけでなく防災面も踏まえた総合的視点から事業の枠組みの見直しを検討する。

近年、気候変動に伴う局地的大雨等の浸水被害のリスクが増大している。今後も雨水利活用条例に基づき、学校等の建築物に加え、道路、公園等における雨水浸透等の対策により、公共施設における環境負荷低減の取組みを推進する。

基本施策3 「緑」を基軸としたまちづくりの推進

まちの中にある緑は、市民や来街者的心を癒し、安らぎを与えてくれる。季節を感じる都市景観は、本市の魅力の一つである緑豊かなイメージを高めるとともに、潤いとにぎわいのある成熟した都市の形成に欠かせない要素である。加えて、生態系の保全や防災機能、地域の活性化や歴史の継承にも大きく寄与している。

公園緑地や街路樹、農地、屋敷林・雑木林・社寺林、住宅地の花や緑は本市にとって大切な財産である。公有地では公園緑地の整備・拡充などにより新たに創出してきた一方で、民有地では開発や維持管理の負担等から減少傾向にある。本市が大切にしてきた緑や水辺等の豊かな街並みを次世代の子どもたちに引き継ぐため、昭和48(1973)年に制定した「武蔵野市民緑の憲章」の基本理念を継承し、市民・事業者との連携を一層深めながら、民有地の緑を保全し、緑を基軸としたまちづくりを推進する。

(1) 街路樹などの緑の保全・管理

緑は市民の共有財産という理念のもと公園緑地、街路樹、民有地の緑の保全に努めているが、大木や古木等の落葉や枯枝等に関する相談は、年々増加傾向にあり、自然樹形(樹種本来の形)を大切にした樹木管理を継続していくことは難しい状況になってきている。また、高木化に伴う根上がりでの通行支障や枝葉の民有地への越境、剪定量の増大、労務単価や燃料費の上昇等への対応など、様々な課題があげられる。

街路樹については、路線毎に定期的な樹木診断を実施し、倒木のおそれがある不健全樹木においては適切な保全を進める。良好な樹木においても、風水害や雪害に耐えられるよう、樹種に合った定期的な剪定を実施していく。また、市のシンボルや景観を形成している街路樹については、樹種変更も含め保全手法を検討する。

(2) 緑の保全・創出・利活用

民有地の大木や樹林は、維持管理の負担の増大や老木化により年々失われている。また、都市の貴重な緑である農地についても、相続等により減少傾向にある。引き続き、今ある緑を保全しながら、地域の価値を高める緑を創出していく。

地域のシンボルとなる民有地の緑に対しては、保存樹林等への助成や樹木医の派遣などの支援を継続的に実施する。また、新たな支援策として、令和5(2023)年度から指定文化財及び登録文化財に指定した保存樹木に対し、助成金の増額や剪定費用の一部補助を行い、地域の歴史を語り継ぐ緑を保全していく。

農業ふれあい公園及び吉祥寺東町農業公園においては、引き続き、農業体験教室を実施し、市民が気軽に農に触れる機会を創出し、都市における農地保全につなげていく。

魅力的な都市空間を創るためにには、市のみならず、市



キッズ野菜栽培体験教室

民や事業者等の連携により、緑が持つ多様な機能を活用し、地域の価値を高めていく必要がある。まちづくり条例*や緑化に関する指導要綱に基づく協議を行うとともに、地域の特性に応じた緑の誘導策と評価手法を研究する。また、様々な主体と連携して、貴重な公園緑地やオープンスペース*の有効活用を図っていく。

(3) 緑と水のネットワーク*の推進と森林整備

本市は、歴史の面影を残す緑や住宅地の緑が合わさり、「緑豊かな住宅都市」としてのイメージが定着しているが、緑被地*の6割を占める民有地の緑は減少傾向にある。

点在している公園緑地や農地、屋敷林・雑木林などのまとまりのある緑を街路樹や水辺でつなげていくことで、緑と水のネットワーク*の形成を推進し、潤いのある豊かな緑を次世代に引き継いでいく。

人と自然が調和する武藏野市らしい生物多様性を守り、育てるため、生物生息状況調査を実施するとともに、その維持・向上に向けた施策を市民等との連携により推進する。また、むさしのエコreゾート*や自然観察園を活用し、生物多様性について広く情報発信するとともに、市民の理解や関心を高め、行動につながるような取組みを行う。

公園緑地の3割は、整備から30年以上は経過し、老朽化が急速に進行している。快適で安全に利用できる公園緑地を維持するため、引き続き清掃、保守、修繕などの管理等を着実に実施する。また、老朽化やライフスタイルの変化による多様なニーズ等に対応し、魅力ある公園緑地とするため、市民意見を取り入れたリニューアルを推進する。住民一人当たりの公園面積の充足に向けては、公園空白地、特に駅周辺など商業地域への重点的な整備や既存公園の拡充等を目指す。

他市に先駆け多摩地域の森林の健全育成と、市民の自然との触れ合いを促すため、二俣尾及び奥多摩で森林の保全・整備事業を実施している。今後は、カーボンニュートラル*の視点も取り入れ、森林環境譲与税*の財源活用も含め、既存事業に加えて森林保全・整備事業の新規拡充や森林由来のクレジット*を活用したカーボン・オフセット*の取組み等を検討する。



二俣尾の森散策

基本施策4 省エネルギー・省資源型の持続可能な都市の構築

循環型社会を目指したごみ減量の取組みは着実に実施されているが、行政収集の広域化や近隣市との連携、収集運搬と処理を環境負荷と経済性から総合的に考慮した最適なごみ処理手法の研究等、新たなごみ処理のあり方には課題が多く残されている。市民、事業者及び市が、ごみの減量・分別の徹底、ごみの資源化に、それぞれの責任において主体的に取り組む。また、安全かつ安定的なごみ処理を行いながら、環境負荷の低減や事業の効率化を進めることで、持続可能な都市の構築を目指す。

(1) 廃棄物処理の最適化

令和4(2022)年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律において、市町村に対してプラスチック製品の分別収集・資源化が努力義務とされた。法の趣旨や総合的な環境負荷、コスト削減の観点を踏まえ、最適なプラスチックの収集のあり方について専門的な知見を活用して包括的に検討する。

クリーンセンターでは安全で安定的な施設運営に大きな影響を与えるリチウムイオン電池のごみ処理中の発煙・発火が課題となっている。施設整備のほか適正分別の啓発・指導、国や都、関係団体への働きかけ等により対策を強化する。

(2) ごみ減量と適切な分別・収集・再資源化の推進

家庭ごみ排出量を減少させるため、資源物を含めたごみ発生量全体の抑制及びごみ処理の効率化について多角的に検討する。

一般廃棄物の自主回収等の企業努力や集団回収*事業によるごみ減量・資源化に対する成果等を評価する仕組みを検討する。また、行政収集と集団回収*が二重の収集体制になっている等の課題があるため、事業の見直しを検討する。

基本施策5 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

日々生じている気候変動は、私たちの生活環境に変化を及ぼしている。また、グローバル化の進展やライフスタイルの変化により、これまでの生活では起こり得なかったリスクが生まれている。外来生物による感染症の拡大や動物の不適正な飼養など、生活環境の変化に伴う新たな問題を的確に捉え、関係機関と連携し、被害の回避・軽減を図ることで良好な生活環境を確保する。

また、喫煙マナーの向上を図り、総合的な受動喫煙対策とまちの美化の推進に取り組む。

(1) 様々な環境の変化に対応した良好な生活環境の確保

周辺住民の生活環境に大きく影響するおそれがある国・東京都や開発事業者等が長期間にわたり実施する大規模事業等については、地域住民の安全・安心と良好な生活環境を確保するため、周辺環境への配慮や適切な情報提供を求めていく。

コロナ禍により、在宅時間の増加や近隣関係との希薄化、孤立化が進み、生活関連公害の相談が大幅に増加したほか、建物の不適切な管理等により周辺環境に悪影響を及ぼすケースも増えている。お互いへの気遣いや譲り合いといった市民の意識啓発を図るとともに、福祉分野での地域における孤立化防止の取組みと関連付けながら、様々なチャンネルを活用し、誰もが地域との顔の見える関係づくりを促していく。また、困難を抱えるケースについては、当事者への福祉的支援も視野に、福祉総合相談窓口との連携を図り、分野横断的な連携の仕組みについて検討する。

気候変動等の様々な環境の変化により生じる外来生物や感染症等の新たなリスクに対応し、市民生活の安全・安心の確保に努める必要がある。

生活環境被害をもたらす害獣・害虫の防除対策を引き続き実施するとともに、危険な特定外来生物*や感染症等の情報収集に努め、新たなリスクが発生した際には、関係機関と協力して対応す

る。

(2) 動物の愛護と適切な管理

少子高齢化や単身化の進展、コロナ禍での在宅時間の増加に伴い、犬や猫などの愛護動物を飼う人が増えている。ペットの家族化など、ペットを取り巻く環境や問題は変化しており、動物の命を尊重し、習性等を理解したうえでの適切な管理が求められている。獣医師会と連携し、動物の生態や習性等を理解するための動画配信、講習会等を実施し、人と動物の関係をより良く保つための啓発を図る。また、多頭飼育や飼い主の死亡等によるペットの飼養困難ケースに対応するため、地域における要支援動物の相談支援体制を動物支援団体と連携して構築する。

ペットの災害対策については、在宅避難を基本としつつ、同行避難マニュアル等の作成・見直しを行っていくほか、引き続き飼い主に対し災害への備えの啓発を行う。

(3) 受動喫煙対策と環境美化の推進

平成16(2004)年4月から実施した路上禁煙地区の指定は、路上喫煙の課題に対して一定の効果をもたらした。3駅前に設置した開放型喫煙所は、受動喫煙による影響を考慮して平成26(2014)年に廃止し、令和2(2020)年から3(2021)年にかけて新たな閉鎖型喫煙所を設置した。今後は喫煙マナーの向上を図るため、引き続き啓発を実施するとともに、新たな受動喫煙対策について、まちの美化の観点から関係者、事業者など多様な主体と協働し、検討する。



喫煙トレーラーハウス